

新型コロナウイルス感染症の影響を受けているクリニック・薬局の経営者の皆さまへ

VS COVID-19 対策マニュアル

助成金関係編

2020.5.11

目次

助成金関係編

雇用調整助成金	… P3
持続化給付金	… P6
IT導入補助金 2020【特別枠】	… P8
令和2年度オンライン医療相談・診療等環境整備補助事業（東京都）	… P13

5月11日時点の情報です。助成率や手当日額を上げる議論もありますので、最新の情報を確認のうえご利用ください。

雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業や教育訓練を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、**休業手当、賃金等の一部を助成する**ものです。

◆ 特例の対象事業者

新型コロナウイルス感染症の影響で、売上高または生産量などの事業活動を示す指標の**最近1か月間の値が前年同月比5%以上減少**している事業者

◆ 特例の対象期間

令和2年4月1日から**令和2年6月30日**まで（緊急対応期間）の休業等に適用

◆ 助成率

中小企業：**4/5**、大企業：**2/3**

中小企業：**9/10**、大企業：**3/4**（※解雇等を行わない場合）

※ ただし、1人1日当たり雇用保険基本手当日額の最高額（令和2年3月1日時点で**8,330円**）を上限額とします。

※ 雇用保険被保険者でない労働者（事業主と雇用関係にある週20時間未満の労働者（パート、アルバイト）など。学生も含む）も休業の対象とします。

※5月1日時点で、支払能力が厳しい企業においても、労働基準法上の基準（60%）を超える高率の休業手当が支払われ、また、休業等要請を受けた場合にも労働者の雇用の維持と生活の安定が図られるよう、

(1) 都道府県知事からの休業等の要請を受けた場合は、一定の要件のもとで、休業手当全体の助成率を100%にする

(2) 要請を受けていなくても、休業手当について60%を超えて支給する場合には、その部分に係る助成率を100%にする

ことが発表されました（4月8日以降の休業等に遡及して適用）

詳しくは厚生労働省のホームページか、全国ハローワークまたは都道府県労働局の助成金センター等にご相談ください。

雇用調整助成金

5月11日時点の情報です。助成率や手当日額を上げる議論もありますので、最新の情報を確認のうえご利用ください。

※5月6日時点で、迅速な支給に繋げるため、以下のような簡略化を図るという発表がありました。

<助成額の算定方法の簡略化>

1. 小規模の事業主（概ね従業員20人以下）については、「実際の休業手当額」を用いて、助成額を算定できるようにします。
※「実際に支払った休業手当額」×「助成率」＝「助成額」とします。
2. 小規模の事業主以外の事業主についても、助成額を算定する際に用いる「平均賃金額」の算定方法を大幅に簡素化します。
 - (1) 「労働保険確定保険料申告書」だけでなく、「源泉所得税」の納付書を用いて1人当たり平均賃金を算定できることとします。
※ 源泉所得税の納付書における俸給、給料等の「支給額」及び「人員」の数を活用し、1人当たり平均賃金（「支給額」÷「人員」）を算出します。
 - (2) 「所定労働日数」を休業実施前の任意の1か月をもとに算定できることとします。

【参考：現行の「平均賃金額」の算定方法】

平均賃金額 = $A \div B \div C$

A：労働保険料の算定基礎となる「年間賃金総額」

B：前年度における「月平均被保険者数」

C：前年度における「年間所定労働日数」（1人当たり）

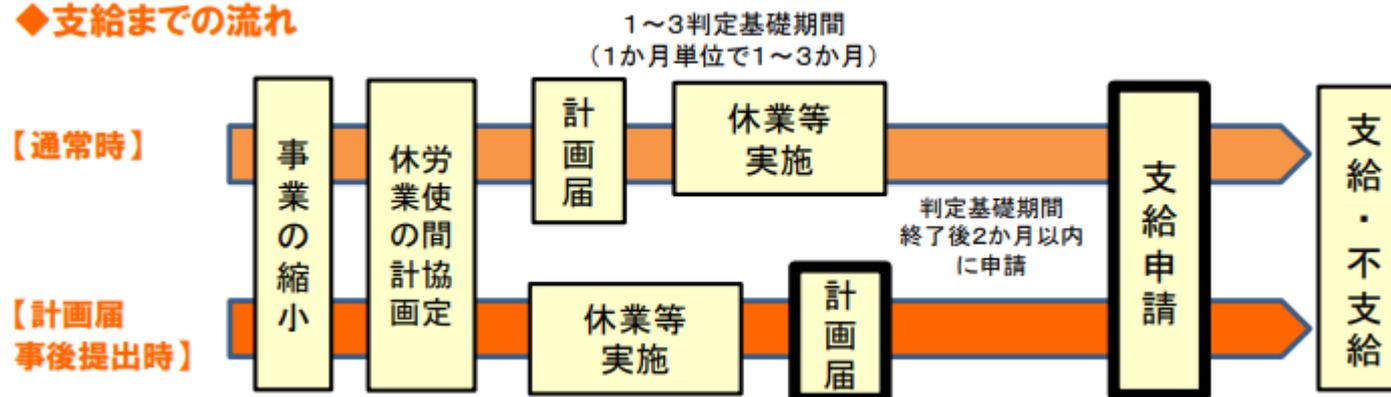
※現行では、Aは、労働保険の確定保険料申告書における「保険料算定基礎額」、Bは、同申告書における「雇用保険被保険者数」を用いることとしています。

出典：[雇用調整助成金の申請手続の更なる簡素化について](#)

雇用調整助成金

5月11日時点の情報です。助成率や手当日額を上げる議論もありますので、最新の情報を確認のうえご利用ください。

◆支給までの流れ



- ◆ すでに休業を実施し、休業手当を支給している場合でも、**令和2年6月30日までは、計画書を事後に提出することが可能**です。
- ◆ 計画届の提出や支給申請は、事業所の所在地を管轄する都道府県労働局またはハローワークとなります。また、郵送での提出も可能です。
- ◆ 具体的な申請手続きについては以下をご確認ください。
 - 雇用調整助成金ガイドブック（簡易版）令和2年4月24日現在
<https://www.mhlw.go.jp/content/000625731.pdf>
 - 雇用調整助成金の様式ダウンロード
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyouchouseijoseikin_20200410_forms.html

出典：厚生労働省 雇用調整助成金ホームページ

持続化給付金



感染症拡大により特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧となる、**事業全般に広く使える給付金**が支給されます。

◆ 給付の対象

新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月の売上が**前年同月比で50%以上減少**している事業者(※個人事業者も含む)

※2019年以前から事業による事業収入（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者。

※法人の場合は、①資本金の額又は出資の総額が10億円未満、又は、②資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が2000人以下である事業者。

◆ 給付額

法人は**200万円**、個人事業者は**100万円**

※ただし、昨年1年間の売上からの減少分が上限

※売上減少分の計算方法：前年の総売上（事業収入） - （前年同月比▲50%月の売上×12ヶ月）

持続化給付金

◆ 申請の流れ



- ◆ 具体的な申請手続きについては以下をご確認ください。

持続化給付金ホームページ

<https://www.jizokuka-kyufu.jp/>

出典： [持続化給付金ホームページ](#)

IT 導入補助金 2020【特別枠】



令和2年度補正サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）特別枠（以下、「C類型」という）は、昨今のコロナウイルス感染症が事業環境に与えた影響への対策及び同感染症の拡大防止に向け、具体的な対策（サプライチェーンの既存への対応、非対面型ビジネスモデルへの転換、テレワーク環境の整備等）に取り組む事業者による **ITツールの導入を優先的に支援する**ために設立されたものです。

◆ 補助対象となる事業

補助対象経費の1 / 6以上が以下の「甲」「乙」「丙」のいずれかの要件に合致する投資である事業

甲：サプライチェーンの毀損への対応
（顧客への製品供給を継続するために必要なIT投資）

乙：非対面型ビジネスモデルへの転換
（非対面・遠隔でのサービス提供が可能なビジネスモデルに転換するために必要なIT投資）

丙：テレワーク環境の整備
（従業員がテレワーク（在宅勤務等）で業務を行う環境を整備するために必要なIT投資）

※中小企業、小規模事業者が対象となります（医療法人の場合は、常時使用する従業員の数が300人以下の事業者が対象）。
詳細な要件は公募要領をご確認ください。

IT 導入補助金 2020【特別枠】

◆ 交付申請期間

2020年5月11日～2020年12月下旬

※遡及申請可能期間：2020年4月7日～5月10日

◆ 事業実施期間

交付決定後～6ヶ月間程度

◆ 補助対象経費区分

ソフトウェア費、導入関連費、ハードウェアレンタル費

※IT導入支援事業者が提供し、かつ本事業において登録されたITツールのみが補助対象となる。

◆ 補助率

2/3以内

◆ 補助下限額・上限額

30万円～450万円

IT 導入補助金 2020 【特別枠】

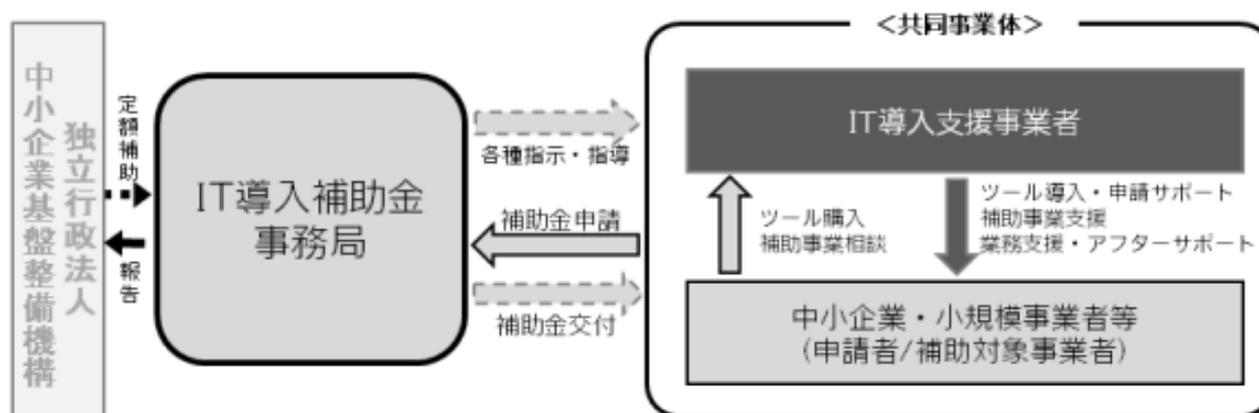
- ◆ IT導入支援事業者とは、補助対象事業者と共に事業を実施するパートナーとして、ITツールの説明、導入、運用方法の相談等のサポート及び、補助金の交付申請や実績報告等の事務局に提出する各種申請・手続きのサポートを行う事業者。事務局及び外部審査委員会による審査の結果、採択された者を指す。

IT導入支援事業者一覧

https://www.it-hojo.jp/r01/doc/pdf/R1_shien_list_temporary.pdf

- ◆ ただし、C類型に限っては、遡及申請期間中にITツールの契約を実施した場合、当該IT導入支援事業者が事務局に対し IT導入支援事業者登録及びITツール登録の申請を行い、採択されたことをもって補助対象経費として交付申請することも認められる。

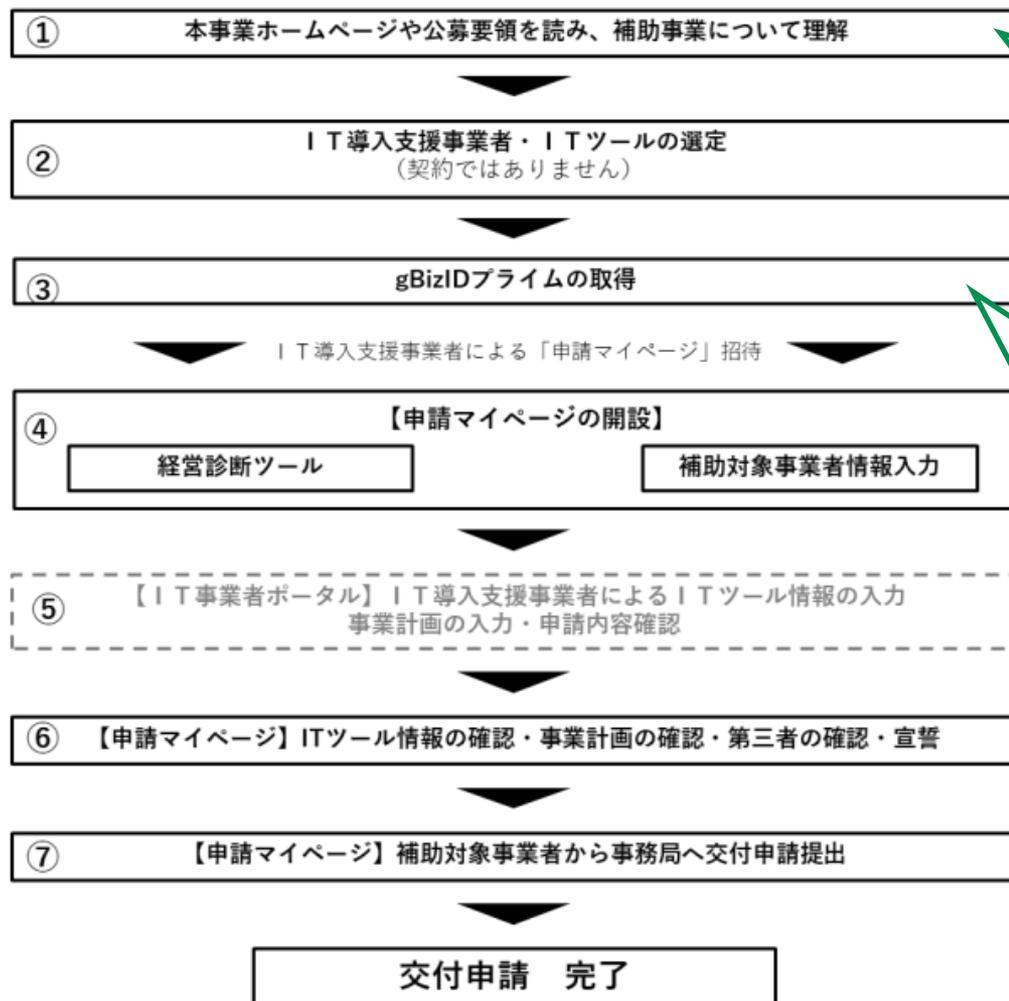
※なお、その場合においても、交付決定を確約するものではないことに注意。



出典： [IT導入補助金2020【特別枠】公募要領](#)

IT 導入補助金 2020 【特別枠】

◆ 申請の流れ



公募要領

https://www.it-hojo.jp/r01/doc/pdf/R1_application_guidelines_second_tokubetsuwaku.pdf

申請にはgBizIDが必要です

gBizID

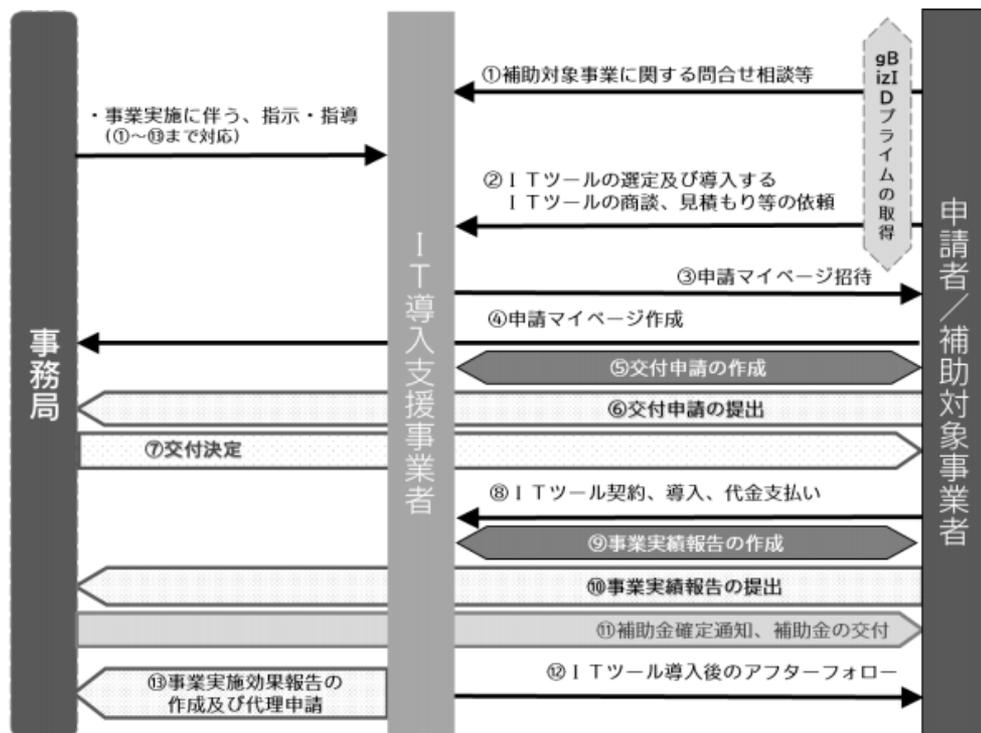
<https://gbiz-id.go.jp/top/>

gBizIDプライム マニュアル

https://gbiz-id.go.jp/top/manual/pdf/QuickManual_Prime.pdf

IT 導入補助金 2020 【特別枠】

◆ 申請～交付の流れ



<事業準備>

- ① IT導入支援事業者へ補助対象事業に関する問合せ、相談等
g BizID プライムの取得

<交付申請>

- ② ITツールの選定及び導入するITツールの商談、見積もり等の依頼
- ③申請マイページ招待
- ④申請マイページ作成
- ⑤交付申請の作成
- ⑥交付申請の提出
- ⑦交付決定

<事業実施>

- ⑧ ITツール契約、導入、代金支払い (※)
- ⑨事業実績報告の作成
- ⑩事業実績報告の提出
- ⑪補助金確定通知、補助金の交付

<補助金交付後>

- ⑫ ITツール導入後のアフターフォロー
- ⑬事業実施効果報告の作成及び代理申請

- ◆ 具体的な申請手続きについては以下をご確認ください。

IT導入補助金2020

<https://www.it-hojo.jp/>

IT導入補助金2020【特別枠】公募要領

https://www.it-hojo.jp/r01/doc/pdf/R1_application_guidelines_second_tokubetsuwaku.pdf

出典：IT導入補助金2020【特別枠】公募要領

令和2年度オンライン医療相談・診療等環境整備補助事業（東京都）

東京都では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続く深刻な状況を踏まえ、感染拡大のリスクの軽減の観点から、かかりつけ医等によるオンライン医療相談・診療等を推進するため、情報通信機器等の初期経費を支援する補助事業が実施されます。

◆ 補助対象者

都内に所在する病院又は診療所（歯科診療所は除く。）であって、東京都知事が適当と認める者。

◆ 対象経費

オンライン医療相談・診療のための専用の情報通信機器等の初期経費
（パソコン、タブレット端末、カメラ、マイク、ヘッドセット、ルーター等）

※スマートフォンは除く

※リース料、保守費用、通信費等の経常的な経費は補助対象外。また、オンライン診療等のシステムの導入に係る経費等、機器購入に直接的な関わりのない経費や電話・FAXの購入に係る経費についても補助対象外

◆ 基準額及び補助率

基準額：**40万円**、補助率：**10/10**

◆ 具体的な申請手続きについては以下をご確認ください。

令和2年度オンライン医療相談・診療等環境整備補助事業について

https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryo/iryo_hoken/onlineshinryo/kankyoseibi.html